

## 森林開発行為計画書

年 月 日

京都府知事 様

開発計画者

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第19条第1項の規定により、下記のとおり森林開発行為の計画について協議します。

### 記

森林開発行為に係る森林の区域の所在場所	ほか 筆
森林開発行為に係る森林の区域の面積	平方メートル
森林開発行為の目的	
森林開発行為の計画概要	別紙の森林開発行為計画概要説明書のとおり
森林開発行為の着手予定年月日	年 月 日
森林開発行為の完了予定年月日	年 月 日
備考	

- 備考 1 開発計画者の氏名は、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 面積は、実測面積としてください。
- 3 「備考」には、この森林開発行為の施行に当たって法律又は条例の許可、認可その他これらに準じる処分を必要とする場合に、その法律又は条例の名称及び根拠条項を記載してください。

## 森林開発行為計画概要説明書

1 森林開発行為を行う者（開発計画者）

(1) 住所（所在地）

(2) 氏名（名称）

2 森林開発行為の目的

3 森林開発行為をしようとする土地

区分	土地の所在 (地名及び地番)	地目		実測面積 (㎡)	土地の権利		同意 状況
		登記	現況		権利者名	権利の種類	
森林開発 行為に係 る森林							
森林開発 行為に係 る森林以 外							

備考 1筆の一部について森林開発行為をする土地については、「土地の所在」にその地番の一部であることを記載してください。

4 森林開発行為を行う期間

年 月 日から 年 月 日まで（別添工程表のとおり）

5 森林開発行為をしようとする土地の現況（説明）

- (1) 地形
- (2) 地質
- (3) 気象
- (4) 植生
- (5) 森林施業の状況
- (6) 土地利用の状況
- (7) その他

6 森林開発行為に関する工事の計画（説明）

(1) 主要防災施設の設置計画

番号	主要防災施設の名称	設置の目的	設置の箇所	構造図

備考 「設置の箇所」には防災施設配置図における施設番号を、「構造図」には防災施設構造図における施設番号を記載してください。

(2) 土工計画

ア 土量

総切土量	m <sup>3</sup>	総盛土量	m <sup>3</sup>	総捨土量 (場内処分) (場外搬出)	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>
------	----------------	------	----------------	--------------------------	----------------------------------------------------

捨土とは、森林開発行為に関する工事により発生した不要土砂のことをいいます。

イ 切土の施工基準等

(ア) 切土の順序

(イ) 土質ごとののり面のこう配、高さ、小段の設置幅

土 質	のり面のこう配	高 さ	小段の設置幅

(ウ) その他

ウ 盛土の施工基準等

(ア) 地盤改良等の方針

(イ) 運土計画

(ウ) 施工時期

(エ) 締め固めの方法

(オ) 材料ごとののり面のこう配、高さ、小段の設置幅

材料（土質）	のり面のこう配	高 さ	小段の設置幅

(カ) その他

エ 捨土の施工基準等

(ア) 処分先の選定等

(イ) 地盤改良の方針

(ウ) 運土計画

(エ) 施工時期

(オ) 締め固めの方法

(カ) 土質ごとののり面のこう配、高さ、小段の設置幅

土質	のり面のこう配	高さ	小段の設置幅

(キ) その他

(3) のり面の崩壊防止対策

ア のり面保護の措置

(ア) 植生による保護

(イ) 人工材料による保護

イ よう壁の設置

ウ 小段の排水施設

(4) 排水計画

(5) 水害の防止に関する計画

(6) 森林復旧に関する計画（一時的利用の場合）

(7) 工事中の防災計画

ア 土砂流出防止対策に関する事項

イ 雨水対策に関する事項

(8) 付帯工事の計画

7 土地利用計画

(1) 施設の規模及び概要

(2) 開発後の土地利用関係

土地の現況 開発後の用途	森林 (㎡)	農地 (㎡)			計 (㎡)	比率 (%)
計						
比率 (%)						

## 8 資金計画

科 目		金 額 (千円)
収 入		
	計	
支 出		
	計	

備考 「科目」については、収入にあつては自己資金、借入金、処分収入等の別に、支出にあつては用地費、工事費、附帯工事費、事務費、借入金利息等の別に、その細目も区分して記載してください（主要防災施設の設置に係る費用については必ず記載してください。）。

## 9 法律又は条例の手続の状況

法律又は条例の名称	適用条項	手続の状況

10 森林開発行為に関する工事の施工者等

	氏名又は名称及び住所	法律又は条例に基づく許可又は資格
工事施工者		
現場管理者		

## 森林開発行為に関する施行同意書

開発計画者の住所（所在地） 及び氏名（名称）	
森林開発行為の目的	

上記の開発計画者が行う森林開発行為の施行について、異議なく同意します。

森林の所在場所	権利の種別	同意年月日	権利者の住所及び氏名	印

- 備考
- 1 「権利の種別」は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の権利の別を記載してください。
  - 2 1筆に係る所有が共有である場合は、各共有者が押印して同意したことを証する共有者名簿を添付してください。
  - 3 この同意書に併せて、同意者が、法人の場合にあっては同意する者がこの同意書に基づく同意に係る代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあっては印鑑登録証明書を添付してください。



森林開発行為の施行能力に関する申告書

年 月 日

京都府知事 様

申告者（開発計画者）

住所（所在地）

氏名（名称）

森林開発行為を行う者として、開発計画に係る森林開発行為を施行する能力について、次のとおり申告します。

法律に 基づく 登録	建設業法 宅地建物取引業 その他				資本金 主たる取引金融機関	万円	
納 税 額		法人税 (所得税)	法人道府県民税 (個人道府県民税)	法人事業税 (個人事業税)	法人市町村民税 (個人市町村民税)	その他	
		年度 (前年度)					
	年度 (前々年度)						
従業員数	事務職	人	技術職	人	労務職	人 計 人	
過去5年 間の森林 開発行為 に関する 実績	事業名 (工事名)	施行箇所		面積 (㎡)	許可の日付 及び番号	着工年月 完了年月	工事費 (万円)

備考 この申告書には、次の書類を添付してください。

- (1) 主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (2) 協議をしようとする日の属する年の直前2年の各年度において賦課された各税の種別ごとの納税証明書
- (3) 協議をしようとする日の属する年の直前2年の各年度に係る貸借対照表及び損益計算書（個人の場合にあっては、所得税の確定申告書の写し）

## 森林開発行為に関する工事経歴書

京都府知事                      様

工事施工者

住所（所在地）

氏名（名称）

㊟

工事名	施工箇所	注文者	工事金額	着工年月	完了年月

- 備考 1 この表は、協議をしようとする日の属する事業年度の直前の事業年度について記載してください。
- 2 建設業法に基づく建設業の許可を受けていることを証する書類、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付してください。

森林開発行為に係る協議の終了申出書

年 月 日

京都府知事 様

開発計画者

住所（所在地）

氏名（名称）

年 月 日付けで森林開発行為計画書を提出した下記の森林開発行為について、開発計画に係る協議を終了したいので、京都府豊かな緑を守る条例第21条第2項の規定により申し出ます。

記

- 1 森林開発行為に係る森林の区域の所在場所
- 2 森林開発行為に係る森林の区域の面積
- 3 森林開発行為の目的
- 4 協議の終了を申し出る理由

## 森林開発行為変更計画書

年 月 日

京都府知事 様

開発計画者

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第22条第2項において準用する同条例第19条第1項の規定により、下記のとおり森林開発行為の計画の変更について協議します。

### 記

協議終了通知書の日付及び番号	
森林開発行為に係る森林の区域の所在場所	ほか 筆
森林開発行為に係る森林の区域の面積	平方メートル
森林開発行為の目的	
変更の内容	
森林開発行為に関する工事の期間	
備考	

- 備考
- 1 変更の前後が分かるように、変更前の内容は朱書で記載してください。
  - 2 当初の協議が終了した際の森林開発行為計画書の添付図書のうち、変更に係る図書を、変更の前後が分かるように変更前の内容を朱書で記載の上、添付してください。
  - 3 面積は、実測面積としてください。
  - 4 「備考」には、この森林開発行為に係る計画の変更にあたって法律又は条例の許可、認可その他これらに準じる処分を必要とする場合に、その法律又は条例の名称及び根拠条項を記載してください。

## 森林開発行為軽微変更届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為について、下記のとおり軽微な変更をしましたので、同条例第22条第3項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の日付及び番号	
森林開発行為に係る森林の区域の所在場所	
変更の理由	
変更の内容	

備考 当初の協議が終了した際の森林開発行為計画書の添付図書のうち、変更に係る図書を、変更の前後が分かるように変更前の内容を朱書で記載の上、添付してください。

第21号様式（第24条関係）

← 100センチメートル以上 →	
↑ 80 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	森林開発行為に関する工事の標識
	協議終了通知書の 日付及び番号
	工 事 の 期 間                      年   月   日から                      年   月   日まで
	森林開発行為の目的
	森林開発行為を行う 者の氏名又は名称及 び住所
	工事施工者の氏名又 は名称及び住所
	現場管理者の氏名又 は名称及び住所
森林開発行為の区域の略図	
* 100 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	

- 備考
- 1 材質は風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは横100センチメートル以上、縦80センチメートル以上、脚の長さは100センチメートル以上としてください。
  - 2 「森林開発行為の区域の略図」には、現在地、周辺の道路等を記載してください。
  - 3 開発計画の内容を変更したときは、速やかに、変更後の内容を記載してください。

## 森林開発行為着手届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為に下記のとおり着手しましたので、同条例第24条の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
着手年月日	年 月 日
工事施工者	森林開発行為の協議の結果を踏まえ、災害が生じないように適正に森林開発行為に関する工事を施工します。 住所（所在地） 氏名（名称）
現場管理者	森林開発行為の協議の結果を踏まえ、災害が生じないように適正に工事が施工されるよう、森林開発行為に関する工事を現場において管理します。 住所 氏名

- 備考 1 森林開発行為に関する工事の標識の設置の状況の写真を添付してください。  
2 現場管理者について、建設業法等に係る技術者の資格を証する書類を添付してください。

## 森林開発行為施行状況報告書

年 月 日

京都府知事 様

報告者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為について、同条例第25条の規定により、下記のとおりその施行状況を報告します。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号				
森林開発行為に係る 森林の所在場所				
報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで			
設 計		出 来 高		進 ち よ く 率 (%)
工 種	数 量	工 種	数 量	

- 備考
- 1 当該期間における工事の写真及び図面（平面図及び断面図）を添付してください。
  - 2 土工（切土、盛土等）、土留工、えん堤工等の工種ごとに、設計での計画数量と現在の出来高を記載してください。
  - 3 進捗率は、計画数量と現在の出来高とを比較して算定してください。



## 森林開発行為中止届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為を下記のとおり中止しましたので、同条例第26条第1項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
中止した年月日	年 月 日
中止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
中止の理由	
中止に伴う措置	

備考 1 「中止の理由」には、森林開発行為を中止する理由及び再開の見込みについて具体的に記載してください。

2 「中止に伴う措置」には、中止に当たり行った防災措置の内容を記載の上、その防災措置の写真及び図面を添付してください。

## 森林開発行為再開届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為を下記のとおり再開しますので、同条例第26条第2項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
中止届の提出日	年 月 日
再開する年月日	年 月 日
再開の理由	
完了予定年月日	年 月 日

備考 1 「再開の理由」には、森林開発行為を再開する理由について具体的に記載してください。

2 森林開発行為計画書に添付した森林開発行為の施行能力に関する申告書の内容に変更がある場合は、変更後の内容の森林開発行為の施行能力に関する申告書及びその添付書類を添付してください。

## 森林開発行為承継届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（承継人）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議を終了した者の地位を下記のとおり承継したので、同条例第28条第3項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
所有権の承継の原因	
所有権の承継年月日	年 月 日
被承継人の住所及び 氏名	届出者に森林開発行為に係る森林の土地の所有権を移転して、 協議を終了した者の地位を承継させました。 被承継人 住所（所在地） 氏名（名称）

- 備考 1 「所有権の承継の原因」には、相続、売買、贈与等の土地の所有権の承継の原因を記載してください。
- 2 「被承継人の住所及び氏名」は、特定承継の場合に記載してください。
- 3 承継のあった森林に係る土地の登記事項証明書、承継人に係る森林開発行為の施行能力に関する申告書及びその添付書類並びに承継人が法人である場合は法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、個人である場合は印鑑登録証明書を添付してください。

## 森林開発行為完了届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為について、下記のとおり森林開発行為に関する工事を完了したので、同条例第29条第1項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
着手の年月日	年 月 日
完了の年月日	年 月 日
完了した森林開発行為の内容	

- 備考 1 当該森林開発行為に関する工事の写真及び図面（平面図及び断面図）を添付してください。
- 2 「完了した森林開発行為の内容」には、森林開発行為に関する工事の施工内容を記載してください。

## 森林開発行為廃止届

年 月 日

京都府知事 様

届出者（協議を終了した者）

住所（所在地）

氏名（名称）

京都府豊かな緑を守る条例第21条第3項の規定により協議終了通知書の交付を受けた森林開発行為を下記のとおり廃止したので、同条例第30条第1項の規定により届け出ます。

### 記

協議終了通知書の 日付及び番号	
森林開発行為に係る 森林の所在場所	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止に伴う措置	

- 備考 1 「廃止の理由」には、森林開発行為を廃止する理由を具体的に記載してください。  
2 「廃止に伴う措置」には、廃止に当たり行った復旧措置等の内容を記載の上、その復旧措置等の写真及び図面を添付してください。

第29号様式（第33条関係）

← 80センチメートル以上 →		
80 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	土砂搬入禁止区域の標識	
	この森林の区域は、京都府豊かな緑を守る条例第34条第1項の規定により、下記のとおり土砂の搬入を禁止する区域として指定されたので、いかなる理由があっても、この土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。 記	
	土砂搬入禁止区域の所在場所及び面積	番ほか（区域を示す図面のとおり）
	土砂搬入禁止区域の指定の期間	
	土砂搬入禁止区域の指定の理由	
	そ の 他	土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。 土砂搬入禁止区域の指定の期間は、延長されることがあります。
土砂搬入禁止区域の区域を示す図面（現地に明示した区域）		
100 セ ン チ メ ー ト ル 以 上		

備考 土砂搬入禁止区域の指定の期間を延長した場合は、「土砂搬入禁止区域の指定の期間」については延長後の期間を、「土砂搬入禁止区域の指定の理由」については延長の理由を標示すること。

（表 面）

9 cm		6 cm
身分証明書		
所属 職名 氏名		
上記の者は、京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号）第34条第5項又は第6項の規定により、他人の土地に立ち入り、測量又は調査をし、土砂搬入禁止区域の明示をすることができる者であることを証明する。		
年 月 日		
京都府知事		印

（裏 面）

京都府豊かな緑を守る条例（抜粋）
（土砂搬入禁止区域の指定等）
第34条 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、土砂（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。以下同じ。）の搬入による森林開発行為（第19条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下「土砂の搬入」という。）がなされている森林の区域（進入路、排水施設その他の土砂の搬入に関連する区域を含む。）及びその土砂の搬入により災害が発生するおそれのある周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。
（1）土砂の搬入に係る森林の区域の面積が規則で定める規模を超えるとき。
（2）土砂の搬入を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるとき。
2 知事は、前項の規定による土砂搬入禁止区域の指定期間中に当該指定の事由が消滅しないと認めるときは、6月を超えない範囲で当該指定期間を延長することができる。
3・4 略
5 知事は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による指定期間の延長の準備のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、土砂搬入禁止区域に立ち入り、規則で定める方法により、土砂搬入禁止区域の明示をさせなければならない。
7 土地の所有者又は占有者は、正当な理由なく、前2項の規定による立ち入り、測量、調査又は明示の措置を拒み、又は妨げてはならない。
8 第5項及び第6項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。
（罰則）
第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
（1）・（2） 略
（3）第34条第7項に規定する立ち入り、測量、調査又は明示の措置を拒み、又は妨げた者

（表 面）

← 9 cm →	
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号）第38条第1項の規定により、森林利用保全活動団体、森林所有者等、森林開発行為を行う者又は森林開発行為に関する工事を施工する者の事務所、森林開発行為に係る森林の区域その他これらの者がその業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況及び施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問することができる者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
京都府知事	印
6 cm ↓	

（裏 面）

京都府豊かな緑を守る条例（抜粋）
<p>（報告の徴収）</p> <p>第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、森林利用保全活動団体、森林所有者等、森林開発行為を行う者又は森林開発行為に関する工事を施工する者に対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>（立入検査）</p> <p>第38条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前条に定める者の事務所、森林開発行為に係る森林の区域その他これらの者が業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況及び施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>